

2019年2月・3月に申告相談を行います。 御準備よろしくお願ひいたします。

平成31年1月1日現在、美波町に住所を有する人のうち、16歳以上の方

申告がないと、町県民税の各種所得控除が受けられない場合があるほか、所得課税証明書も交付できません。

また、国民健康保険税や各種手続きにおける軽減・減免の判定もできませんので、平成30年中に収入がなかった場合でも、申告する必要があります。

ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。

- 1.既に平成30年分の所得税(国税)の確定申告書を提出した人 ※1
- 2.平成30年分の収入が給与だけで、勤務先から美波町へ年末調整済の給与支払報告書を提出されている人
- 3.平成30年分の収入が公的年金だけで、支払者から本町へ公的年金等支払報告書を提出されている人のうち、各種控除(社会保険料、生命保険料、寡婦控除、扶養控除等)を受けない人

【書類の御準備に当たってお気をつけいただきたいこと】

- ◎ 漁業の方・農業の方・事業の方(お店や大工さん)は収支内訳書、もしくは帳簿の作成をお願いいたします。
 - どなたかに給与を渡している場合は金額と、支払った方のお名前・御住所がわかるようにして下さい。
 - 収支内訳書は美波町役場、由岐支所にございます。経費を計上する場合は領収書・レシート等が必須です。
- ◎ 医療費の領収書については、平成30年1月1日～平成30年12月31日までの領収印が押されているものに限ります。
 - 領収書の他に、医療保険者が交付する"医療費の明細書"が使えるようになりました!御活用ください。
 - 領収書・レシートは、人ごと・病院ごとに分けてください。日付順に指定はありません。
 - セルフメディケーション税制による所得控除と、従来の医療費控除は同時に利用ができません。※2
- ◎ 年金収入のみの方でも、扶養親族の申告を年金事務所へしていない方は申告する必要があります。
 - 公的年金等の源泉徴収票を今一度御確認ください。※ねんきん定期便、年金の振込通知書は申告に使いません。
- ◎ 源泉徴収票、各種保険の控除証明書、領収書、配当・株式等の源泉徴収票等は必ず原本を保管ください。
 - 誤って紛失された方は、交付元機関等へ至急再発行の申請を行ってください。

※1… 御自身で阿南税務署申告会場にて申告する方、郵送で確定申告書の送付を行う方は申告の必要はありません。

※2… 詳しくは、国税庁ホームページを御覧ください。対象医療品目は、厚生労働省特設ホームページにございます。

【その他】

- ◎青色申告を行う方・譲渡所得・山林所得・贈与税は、直接阿南税務署へ申告してください。
- ◎日程・場所については広報みなみ1月号に掲載いたします。また、回覧板等でも御案内いたします。

【お問い合わせ先】 役場税務課 ☎77-3615

